

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年十一月十八日	本 田 内 科	米子市昭和町七一	本田 恭治

鳥取県告示第八百七十六号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月二十四日から施行する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

山梨県中巨摩郡 同県山梨市 同県東八代郡 同県北巨摩郡 同県甲府市
 千葉県君津郡 同県山梨市 同県東八代郡 同県北巨摩郡 同県甲府市
 千葉県君津郡 同県山梨市 同県東八代郡 同県北巨摩郡 同県甲府市
 神奈川県 佐賀県杵島郡 大分県宇佐市 鹿児島県

目 次

◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
土地改良事業の認可

道路の区域の変更

◇ 公安告示

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

告 示

鳥取県告示第八百七十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県告示第八百七十七号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月二十四日から施行する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県那珂郡 栃木県塩谷郡 山梨県富士吉田市 岡県中巨摩郡 長野県長野市 静岡県富士市 同県沼津市 同県三島市 同県賀茂郡 愛媛県八幡浜市 熊本県天草郡 大分県豊後高田市 同県西国東郡 同県日田市 同県大野郡

鳥取県告示第八百七十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏。

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
一月 十三日	米子市	石田、新良路診療場
" 十四日	境港市	余子、上道
" 十七日	西伯町	法勝寺
" 十八日	米子市	古豊千、上新印
" 二十一日	会見町	賀野
" 二十一日	米子市	尚徳

肝てつ検査

一月十六日	一月十七日	一月二十一日	一月二十三日	一月二十五日	一月二十七日
米子市	境港市	西伯町	米子市	会見町	米子市
石田、新長路検診場	余子、上道	法勝寺	古豊千、上新印	賀野	尚徳
高麗	大園、天津	上山	巖	所子	淀江、宇田川

一月十六日	一月十七日	一月二十一日	一月二十三日	一月二十五日	一月二十七日
米子市	境港市	西伯町	米子市	会見町	米子市
石田、新長路検診場	余子、上道	法勝寺	古豊千、上新印	賀野	尚徳
高麗	大園、天津	上山	巖	所子	淀江、宇田川

ひな白痢検査

一月十三日	一月十八日
淀江町	各鷺舎
石	破
二	朗

鳥取県告示第八百七十九号

鳥取市野坂二二一番地山本安雄ほか七十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(野坂地区かんがい排水)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十二月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十二月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員延長
		西伯郡会見町天万字頭無し(二)壁のの先から	三・五〇二・〇 四六・〇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月二十八日から施行する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1の項中

県道境港線 境港市上道 から同市相生町五八番地地先までの間	四〇〇メートル	"	"
県道境港線 境港市上道 から同市相生町五八番地地先までの間	四〇〇メートル	"	"
県道米子大山線（バイパスを除く） 境港市上道 から同市相生町五八番地地先までの間	二九〇メートル	車 両	終日（十二月二十八日から三月三十一日まで）に限る。

を に

県道 百大岸本線	一五三の先まで	字水取田	変更前 四・一〇四・〇	変更後 四・〇一四・〇	六四六・四	七三・九
溝口天方米子線	西伯郡会見町天方字森ノ下 五五の二の先から 一五四の六の先まで	字加藤田	変更前 四・一〇九・〇	変更後 四・〇一四・〇	四〇三・〇	六九三

改める。

6の項中

鳥取市管理に係る道路 鳥取市賀露町字西浜一、 七五七番の一九六地先か ら同地内一、七五七番地 の八〇八地先までの間	一一〇メートル	"	"
鳥取市の管理に係る道路 鳥取市賀露町字西浜一、 七五七番の一九六地先か ら同地内一、七五七番地 の八〇八地先までの間	一一〇メートル	"	"
県道赤碓大山線 西伯郡 大山町大山四〇番地の九 地先から同地内四三番地 地先までの間	一一〇メートル	車 両	終日（十二月二十八日から三月三十一日まで）に限る。

を

に

鳥取県公安委員会告示第七十七号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月二十四日から施行する。

昭和四十三年十二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

三十八 の東伯郡大栄町大字由良宿一、〇九六番地 の一地先交差点（十字路）	押ボタン式
--	-------

を

る。

四十一	四十	三十九	三十八
米子市両三柳字山中太下道西四、一三九番の四地先交差点(十字路)	米子市両三柳三、三五六番の内第一地先交差点(十字路)	米子市米原七五四番の二地先交差点(十字路)	東伯郡大栄町大字由良宿一、〇九六番地の一地先交差点(十字路)
定周期式 (一段式)	定周期式 (一段式)	定周期式 (一段式)	押ボタン式

に改め